

政令第五十九号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の施行に伴い、並びに同法附則、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則、所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十四号）附則及び租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の五」を「第十九条の四」に、「第十九条の六・第十九条の七」を「第十九条の五・第十九条の六」に、「国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人」を「国家戦略特別区域における指定法人」に、「認定農業生産法人等」を「認定農地所有適格法人等」に、「第三十九条の十二の三」を「第三十九条の十二の四」に、「国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人」を「国家戦略特別区域における連結法人である指定法人」に改める。

第二条第五号中「第七号において同じ。」を削り、「同号」を「第七号」に改め、同条第七号中「法人番号」の下に「個人番号若しくは法人番号を有しない者又は当該収益の分配につき法第九条の三の二第一項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名又は名称及び住所」を加える。

第二条の第十二項中「第三百三十六条第四項」を「第三百三十六条第五項」に改める。
第二条の四第三項の表第四十一條第一項の項の次に次のように加える。

第四十一條の二第一項及び第二項	法第十条第二項	租税特別措置法第四條第二項において準用する所得税法第十条第二項
-----------------	---------	---------------------------------

第二条の四第三項の表第四十一條の二第一項及び第二項の項中「第四十一條の二第一項及び第二項」を「第四十一條の二第三項及び第四項」に改め、同表第四十一條の二第三項の項中「第四十一條の二第三項」を「第四十一條の二第五項」に、「第十条第二項」を「第十条第五項」に改め、同表第四十七條第二項の項中「第十条第五項」を「第十条第二項」に改める。

第二条の六第一項第一号中「住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第四項中「個人番号若しくは法人番号又は当該勤務先等に係る」を「個人を除く。第二条の十四第三項及び第二条の十七の二において同じ。又は」に改める。

第二条の十四第一項第一号中「住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第三項中「個人番号若しくは法人番号又は当該勤務先等に係る」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第二条の十七の二中「個人番号若しくは法人番号又は当該勤務先等に係る」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第二条の二十四第一項中「住所若しくは個人番号」を「若しくは住所」に、「住所又は個人番号」を「又は住所」に改める。

第二条の三十一の表第二条の六第三項第三号の項の次に次のように加える。

第二条の六第四項	第二条の十四第三項	第二条の三十一において準用する第二条の十四第三項
----------	-----------	--------------------------

第二条の三十一の表第二条の二十四第一項の項及び第二条の三十二第三項中「住所又は個人番号」を「又は住所」に改める。

第二条の三十六第六項中「第四十一條の十八の三第一項各号」を「第四十一條の十八の三第一項第一号イからニまで」に改める。

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

2 法第四十一条の十七の二第二項に規定する政令で定めるものは、同項に規定する一般医薬品等(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品に該当するもの及び人の身体に直接使用されることのないものを除く。)のうち、医療保険法等(法第四十一条の十七の二第二項に規定する医療保険法等をいう。)の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高いものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

3 所得税法第七十三条の規定の適用がある場合において、法第四十一条の十七の二第一項の規定により所得税法第七十三条第一項の規定を適用するに当たっては、同項第二号中「その者」は「その者(その年中に租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項(特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)に規定する取組を行った者に限る。）」と、「法第七十三条第一項(医療費控除)とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十七の二第二項(特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)と、「医療費」とあるのは「特定一般医薬品等購入費」とし、「第一項第二号に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額(当該金額が十万円を超える場合には、十万円)とあるのは「一万二千元」と、「二百万円」とあるのは「八万八千元」とする。

4 法第四十一条の十七の二第二項の規定により所得税法第七十三条第一項の規定を適用するに当たっては、同項第二号中「法第七十三条第二項(医療費控除)とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十七の二第二項(特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)と、「医療費」とあるのは「特定一般医薬品等購入費(以下この号において「特定一般医薬品等購入費」という。)に、「書類」とあるのは「書類(その領収をした金額のうち、特定一般医薬品等購入費に該当するものの金額が明らかにされているものに限る。及び当該居住者がその年中に租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項(特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)に規定する取組を行ったことを明らかにする書類(当該居住者の氏名、当該居住者が当該取組を行った年その他の財務省令で定める事項の記載があるもの)とある」とする。

5 厚生労働大臣は、第一項の規定により取組を定め、又は第二項の規定により法第四十一条の十七の二第二項に規定する一般医薬品等を定めたときは、これを告示する。

第二十六条の二十八の二第二項中「第四十一条の十八の三第一項に規定する」を「第四十一条の十八の三第一項第一号に規定する」に改め、同項第一号中「第四十一条の十八の三第一項第一号」を「第四十一条の十八の三第一項第一号」に改め、同項第一号中「(一)に掲げる金額をいう。以下この項及び次項において同じ。」及び「(二)に掲げる金額をいう。以下この項及び次項において同じ。」を削り、「(三)に掲げる」を「実績判定期間内の日を含む各事業年度における社員から受け入れた会費の額に当該法人の当該各事業年度の公益目的事業比率(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第十五条に規定する公益目的事業比率をいう。))を乗じて計算した金額のうち寄附金収入金額に達するまでの」に改め、同項第一号中「(一)この項の下に」とあるのは「(一)及び次項において同じ。」(当該各事業年度のうち当該法人の公益目的事業費用等の額の合計額が一億円に満たない事業年度(当該公益目的事業費用等の額の合計額が千円を超過する当該事業年度を除く。))において「特定事業年度」という。にあつては、当該特定事業年度における当該特定事業年度の寄附金の数に一億を乗じてこれを当該公益目的事業費用等の額の合計額(当該合計額が千円に満たない場合には、千円)で除して得た数とする。第四号イ(二)を、「以上」の下に「であり、かつ、当該各事業年度における当該特定事業年度からの第五項第五号に規定する寄附金の同号に規定する額(次号イ(二)、第二号イ(二)及び第四号イ(二)並びに次項第一号イ(二)及び第二号イ(二)において「判定基準寄附金額」という。)の総額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が三十万円以上」と加え、同項第二号中「第四十一条の十八の三第一項第二号」を「第四十一条の十八の三第一項第一号」に改め、同項第二号中「当該法人が設置する特定学校等の定員等の総数が

五千に満たない事業年度(当該定員等の総数が零である場合の当該事業年度を除く。))において「特定事業年度」という。にあつては、当該特定事業年度における当該判定基準寄附者の数に五千を乗じてこれを当該定員等の総数(当該定員等の総数が五百に満たない場合には、五百)で除して得た数」を「(一)に掲げる事業年度にあつては、それぞれ次に定める数(次に掲げる事業年度のいずれにも該当する場合には、次に定める数のうちいずれか多い数)とする。次号イ(二)において同じ。」に、「第三項第三号に規定する寄附金の同号に規定する額」を「判定基準寄附金額」に改め、同項イ(二)に次のように加える。

(i) 当該法人が設置する特定学校等の定員等の総数が五千に満たない事業年度(当該定員等の総数が零である場合の当該事業年度を除く。))において「特定事業年度」という。当該特定事業年度における当該判定基準寄附者の数に五千を乗じてこれを当該定員等の総数(当該定員等の総数が五百に満たない場合には、五百)で除して得た数
(ii) 当該法人の公益目的事業費用等の額の合計額が一億円に満たない事業年度(当該合計額が零である場合の当該事業年度を除く。))において「特定事業年度」という。当該特定事業年度における当該判定基準寄附者の数に一億を乗じてこれを当該公益目的事業費用等の額の合計額(当該合計額が千円に満たない場合には、千円)で除して得た数

第二十六条の二十八の二第二項第三号中「第四十一条の十八の三第一項第三号」を「第四十一条の十八の三第一項第一号」に改め、同項イ(二)中「当該各事業年度のうちに当該法人が設置する特定学校等の定員等の総数が五千に満たない事業年度(当該定員等の総数が零である場合の当該事業年度を除く。))において「特定事業年度」という。にあつては、当該特定事業年度における当該判定基準寄附者の数に五千を乗じてこれを当該定員等の総数(当該定員等の総数が五百に満たない場合には、五百)で除して得た数」を削り、「第三項第三号に規定する寄附金の同号に規定する額を判定基準寄附金額」に改め、同項ロ(一)中「第四十一条の十八の三第一項第一号」に改め、同項第四号中「第四十一条の十八の三第一項第四号」を「第四十一条の十八の三第一項第二号」に改め、同項イ(二)中「以上」の下に「であり、かつ、当該各事業年度における当該判定基準寄附者からの判定基準寄附金額の総額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が三十万円以上」と加え、同項第六項を同項第八項とし、同項第五項を同項第七項とし、同項第四項中又は第四号イ(二)を「及び第四号イ(二)並びに第二項第一号イ(二)、第二号イ(二)及び第三号イ(二)に改め、同項を同項第六項とし、同項第三項第五号を同項第八号とし、同項第四号を同項第七号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項の次に次の一号を加える。

六 公益目的事業費用等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二条第四号に規定する公益目的事業に係る費用、私立学校法第二十六条第三項(同法第六十四条第五項において読み替えて準用する場合を含む。))に規定する私立学校の経営に関する会計に係る業務として行う事業に係る費用、社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業に係る費用又は更生保護事業法第二条第一項に規定する更生保護事業に係る費用をいう。

第二十六条の二十八の二第三項を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。
一 経常収入金額 総収入金額から国の補助金等、臨時的な収入その他の財務省令で定めるものの額を控除した金額をいう。

三 寄附金収入金額 受け入れた寄附金の額の総額から一者当たり基準限度超過額(同一の者からの寄附金のうち財務省令で定める金額を超える部分の金額をいう。))その他の財務省令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額をいう。
第二十六条の二十八の二第三項に次の一号を加える。
九 国の補助金等 国等(国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この号において同じ。))からの補助金その他国等が反対給付を受けずに交付するものをい

第二十六條の二十八の二第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第一号イ(1)」を「第一項第一号イ(1)」に改め、同項第二号の下に「又は第二項第一号、第二号若しくは第三号」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 法第四十一条の十八の三第一項第二号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一 法第四十一条の十八の三第一項第二号イに掲げる法人 次に掲げる要件

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 前項第二号イ(1)に掲げる要件

(2) 実績判定期間の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数(当該各事業年度のうちに当該法人が設置する特定学校等の定員等の総数が五千に満たない事業年度(当該定員等の総数が零である場合の当該事業年度を除く。以下「特定事業年度」という。))にあっては、当該特定事業年度における当該判定基準寄附者の数に五千を乗じてこれを当該定員等の総数(当該定員等の総数が五百に満たない場合には、五百)で除して得た数とする。次号イ(2)において同じ。の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であり、かつ、当該各事業年度における当該判定基準寄附者からの判定基準寄附金額の総額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が三十万円以上であること。

ロ 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令で定めるところにより、これを閲覧させること。

(1) 国立大学法人法第三十五条において読み替へて準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書、決算報告書、監査報告及び会計監査報告

(2) 前項第一号ロ(2)から(4)までに掲げる書類

ハ 前項第一号ハに掲げる要件

二 法第四十一条の十八の三第一項第二号ロに掲げる法人 次に掲げる要件

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 前項第二号イ(1)に掲げる要件

(2) 実績判定期間の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であり、かつ、当該各事業年度における当該判定基準寄附者からの判定基準寄附金額の総額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が三十万円以上であること。

ロ 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令で定めるところにより、これを閲覧させること。

(1) 地方独立行政法人法第八条第一項に規定する定款、同法第十二条に規定する役員の名簿及び役職を記載した名簿並びに同法第三十四条第一項に規定する財務諸表、同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書並びに同条第四項に規定する監事の意見を記載した書面

ハ 前項第一号ロ(2)から(4)までに掲げる書類

三 法第四十一条の十八の三第一項第二号ハに掲げる法人 次に掲げる要件

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 前項第二号イ(1)に掲げる要件

(2) 実績判定期間の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であること。

ロ 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令で定めるところにより、これを閲覧させること。

(1) 独立行政法人通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書、決算報告書及び監査報告

(2) 前項第一号ロ(2)から(4)までに掲げる書類

ハ 前項第一号ハに掲げる要件

九 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める要件を満たすもの、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

十 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める要件を満たすもの、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

十一 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める要件を満たすもの、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

十二 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める要件を満たすもの、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

十三 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める要件を満たすもの、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

十四 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める要件を満たすもの、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

十五 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める要件を満たすもの、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

十六 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める要件を満たすもの、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

3 法第四十一条の十八の三第一項第二号に規定する政令で定める寄附金は、その寄附金が学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実であり、かつ、その事業活動が適正なものとして同号イ又はハに掲げる法人に対する寄附金にあつては文部科学大臣が、同号ロに掲げる法人に対する寄附金にあつては文部科学大臣及び総務大臣が、財務大臣とそれぞれ協議して定める要件を満たすことにつき、文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める方法により確認されたものとする。

第二十六條の二十八の二に次の一項を加える。

9 文部科学大臣及び総務大臣は、第三項の要件及び方法を定めたときは、これを告示する。

第二十六條の二十八の三第八項中「の日」の下に「とし、同項第五号に定める特定新規株式にあつては平成二十八年四月一日」を加え、同条第九項中「とする」を「と、書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面」とあるのは「書類」とするに改める。

第二十六條の二十八の五第一項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第四項中「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第七項第一号」を「同条第八項第一号」に改め、同条第十項中「及び第三項」を「第三項及び第五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十三項を同条第十六項とし、同項の次に次の二項を加える。

17 法第四十一条の十九の三第九項に規定する政令で定める改修工事は、家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替で当該増築、改築、修繕又は模様替に該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

18 国土交通大臣は、前項の規定により増築、改築、修繕又は模様替を定めたときは、これを告示する。

第二十六條の二十八の五第二項中「第四十一条の十九の三第七項第三号」を「第四十一条の十九の三第八項第三号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項中「第四十一条の十九の三第七項第二号」を「第四十一条の十九の三第八項第二号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「第四十一条の十九の三第七項第一号」を「第四十一条の十九の三第八項第一号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第四十一条の十九の三第六項」を「第四十一条の十九の三第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項の次に次の三項を加える。

7 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める金額は、その者が行つた同条第九項に規定する多世帯同居改修工事等(以下この項及び第九項において「多世帯同居改修工事等」という。)につき国土交通大臣が財務大臣と協議して当該多世帯同居改修工事等の内容に応じて定める金額(当該多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額)の合計額とする。

8 国土交通大臣は、前項の規定により金額を定めたときは、これを告示する。

9 法第四十一条の十九の三第五項に規定する政令で定める要件を満たすものは、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

一 多世帯同居改修工事等の法第四十一条の十九の三第五項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

二 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。